

# IR だより

～ I R (INSTITUTIONAL RESEARCH) の “今” を分かり易くお届け～

## 室員紹介



宮崎 誠 教授

氏名：宮崎 誠  
職名：教授  
入職：2000年  
担当業務：薬学教育推進センター、IR室薬学部担当兼任  
専門分野：薬物動態学（特に薬物速度論）

### 自己紹介（現在の業務）

阿武山キャンパスにおいて薬学部のIRを担当しています。

旧大阪薬科大学では2017年4月からIR室がスタートし、それ以来現在まで継続してIR室を兼任してきました。普段は薬学教育推進センターにおいて学部学生の教育支援と教育改善に向けた活動、センター配属学生の研究指導や、薬剤学（薬物動態学）の担当教員として授業や実習、薬剤師国家試験対策などに携わっています。IRにおいては、薬学部における学部および大学院の3ポリシーに基づく学習成果を評価する活動を中心に行っています。これまでの分析により学部学生の定期試験を軽視する姿勢や成績と留年との関係が可視化され、この結果を基にした留年対策が平成30年度以降の薬学部カリキュラムに組み入れられました。

### 今後の抱負

IRはInstitutional Researchである通り、機関レベルでPDCAサイクルを円滑に回すためのチェック機能を担う取り組みです。3ポリシー（アドミッション、ディプロマ、カリキュラム）に基づいた成果をIRがデータから検証し、さらに改善することを繰り返すのが教学マネジメントにおける理想的なPDCAサイクルだとされています。そのためIRがどのように活動できるのか多くの意見交換会や勉強会等が全国で開催されています。IRが重責を担っていることに間違いはありませんが、IRによる評価の結果をいかに活用するのか、つまりA（action）の重要性を忘れてはならないと思います。教学の世界に限らず、欧米諸国に比べれば日本はデータの分析結果を根拠に新しい行動を起こすことが決して得意だとは言えません。IRはAで適切な判断がなされるように援助し協働していかなければなりません。決して教学コンサルタントにまでなってしまっはいけないと考えています。教学コンサルタントでは公正な分析と情報提供の点でチェック機能としての役割が十分に果たせなくなるのではないかと思います。そのためにもIRは提供する分析結果の質を自ら保証すると共に、分析結果に対して公正な評価を提供できなければならないと考えています。今後、画期的な素晴らしい施策が生まれる現場に立ち会うことができればと思っています。

## 教学IRセミナーを開催しました

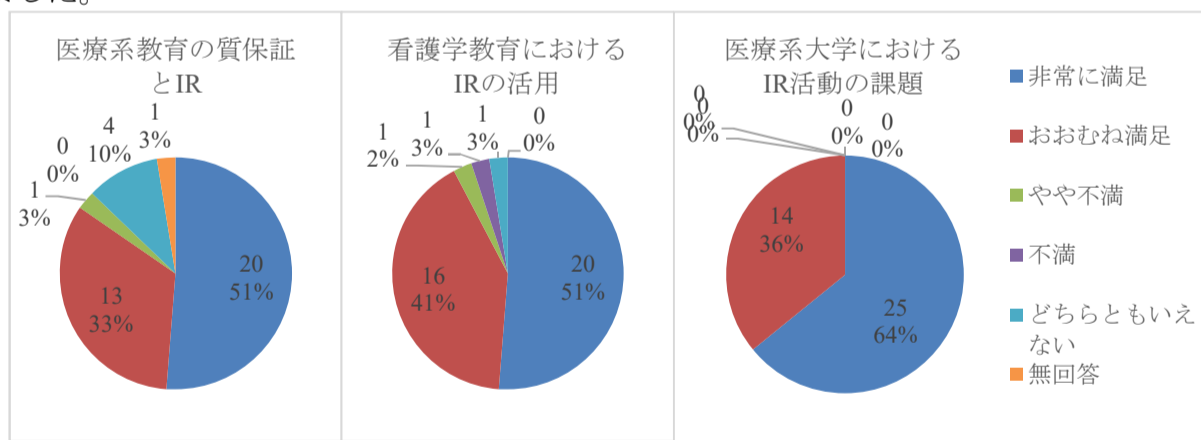
本学IR室では、IRの他大学への普及に向けた取り組みとして、昨年引き続き獨協医科大学教学IRセンターと合同で、「第2回医療系大学のための教学IRセミナー—医療系大学における内部質保証とIR—」を去る9月15日（木）午後5時から看護学部講堂とZoomによるハイブリッド方式で開催しました。

参加者は、前年の45名を大幅に上回る63名（34校63名）（主催者・スタッフを除く）となりました。

内訳は、国公私立及び学校種の別については、私立大学18大学46名、国立大学11大学12名、公立大学4大学4名、外国の国立大学1校1名、職種の別については、教員51名、事務職員12名でした。

当日は、佐野浩一IR室長による開会挨拶の後、第一部「事例紹介」として、栃澤健史IR室副室長による「医療系教育の質保証の特徴とIR」、獨協医科大学教学IRセンター看護学教育点検推進室長の馬醫世志子准教授による「看護学教育におけるIRの活用」、獨協医科大学教学IRセンター医学教育点検推進室長の山岸秀嗣准教授による「医療系大学におけるIR活動の課題」の3演題が報告された後、コメンテーターの安田稔人教授（看護学教育センター・IR室兼任）、宮崎誠教授（薬学教育研究センター・IR室兼任）からのコメントと質疑応答が行われ、平林秀樹獨協医科大学教学IRセンター長の中締めのご挨拶により、Zoom配信を終えました。

休憩を挟んで、会場限定イベントとして開催された第2部「情報交換会」では、第1部の講演者と参加者の皆さんが教学IRを巡る喫緊の課題について、忌憚ない意見交換を行いました。



各演題の満足度（アンケート結果から）

終了後のアンケートでは、各演題とも高い満足度が示され、参加者の皆様がこのセミナーを有意義に捉えられたことを知り、IR室一同喜んでおります。

IR室では、今後もこの取り組みを定期的の実施致します。ご参加お待ちしております。

## 第2回 医療系大学のための教学IRセミナー

### 実際のスケジュール

- 17:00～17:05 開会挨拶（大阪医科薬科大学 佐野 浩一 IR室長・学長）
- 第1部 17:05～18:43 医療系大学における内部質保証とIR
  - 17:05～17:25 演題①医療系教育の質保証の特徴とIR（大阪医科薬科大学 栃澤 健史講師）
  - 17:26～17:49 演題②看護学教育におけるIRの活用（獨協医科大学 馬醫 世志子准教授）
  - 17:50～18:16 演題③医療系大学におけるIR活動の課題（獨協医科大学 山岸 秀嗣准教授）
  - 18:18～18:26 コメント（大阪医科薬科大学 安田稔人教授、宮崎誠教授）
  - 18:26～18:41 質疑応答
  - 18:41～18:43 中締めの挨拶（獨協医科大学 平林秀樹教学IRセンター長）
- 第2部 18:50～19:40 情報交換会

### プログラムと進行状況



教学IRセミナーの様相（2022年9月15日）

## 大学設置基準及び大学院設置基準等改正

前々号、前号と引き続いてお伝えしました大学設置基準及び大学院設置基準等の改正について、本年9月30日付で公布され、翌10月1日付で施行されました。

法令の文言は、前号での記事掲載時点から変更はなく、教育研究実施組織及び基幹教員制度の導入、先導的取組を行う大学への設置基準の緩和等、改正内容については既報の通りです。年度替わりを待つことなく10月1日付で施行されましたが、基幹教員制度の導入と校舎及び研究室の規定の適用については、現に設置されている大学についてはなお従前の例によることができるとされており、大学の設置等の認可も2025（令和7）年度以後のものに対して改正後の規定を適用することとし、その間の新設大学等は従前の規定によることができると経過措置の対象となっています。

その他の改正点については、経過措置は設けられませんでした。文科省は、教育研究実施組織については、必ずしもこれに対応する新たな「組織」を設けることを求めるものではないことをパブリックコメントに寄せられた意見への同省の見解として示しました。

今後、改正基準への対応は各大学に委ねられる形になります。

なお、今回の改正に合わせて、設置等認可申請及び届出の様式や認可基準を定める省令も改正され、また、先導的な取組を行う大学が申請により設置基準の一部規制の緩和を受けられる制度の整備も行われました。

- ・令和4年度大学設置基準等の改正について  
（公布通知のほか、今回の改正に係る解説資料等が掲載された  
文部科学省ホームページ内の特設ページ）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigaku/04052801/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm)



## 文科省 6年制課程における薬学部教育の 質保証に関する取りまとめ

8月23日に文部科学省「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」が、「6年制課程における薬学部教育の質保証に関する取りまとめ」を公表しました。

取りまとめでは、6年制薬学部・学科の新設、収容定員増を抑制する方針を明記し、速やかに制度化を進める一方、薬剤師不足など将来的な人材養成の必要性を示し、他の都道府県と比べて薬剤師確保が必要な地域は一定期間認める例外措置として取り扱うとしています。

学生が地域にとどまるための方策として、文科省は、当該地域で従事することを学生と大学の間で取り決めた地域枠の設定が有効との考えを示しており、地域枠の制度が薬学部にも導入される見込みです。

文科省は、今年度中に学部・学科の新設等の抑制の制度化が実現するよう省令改正の準備を進め、早ければ2023（令和5）年度申請、2025（令和7）年度設置の大学から適用することを目指しています。今秋以降、中教審、またはパブリックコメントに関連告示の改正案を諮り、年度内に改正する予定であり、薬剤師の地域偏在を考慮した例外措置の具体的期間も制度化の過程で検討した上で明示する見込みです。

なお、この取りまとめにおけるIRへの言及箇所の概要は以下の通りです。

- ・教学IRは、質の高い薬学教育の根幹をなすものであり、客観的なデータ及び分析結果に基づくカリキュラムの見直しや学生の特徴を踏まえた効果的な学修方法の改善・充実に取り組み、その結果を評価する取組を継続することが重要である。
- ・各大学において分析を踏まえ、学修を効果的に実施するために教学IRを活用することが考えられる。
- ・また、教学IRによる解析等に基づき課題を抽出し、改善に向けたFDのテーマ設定を行うことも有効であり、取り組みの効果を検証するための測定指標を事前に設定しておくことが重要である。

- ・薬学系人材養成の在り方に関する検討会 とりまとめ  
（文部科学省ホームページ）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/103/toushin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/103/toushin/mext_00001.html)



## 臨床実習開始前の 共用試験制度改正

臨床実習開始前の共用試験制度を改正するための「医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令」が間もなく公布され、2023（令和5）年4月1日付で施行される予定です。

この省令の施行により医学部の臨床実習前のCBTとOSCEが公的試験化されます。

## 編集後記

「IRだより」第5号は、第1面では、本学主催の教学IRセミナー開催についてと室員紹介、第2面では大学設置基準改正他、質保証に関わる文教政策の動きについてお届けしました。

次号第6号は1月のお届けを予定しております。

IRだより 2022年10月号（第5号）

発行年月日：2022年10月1日  
発行者：大阪医科薬科大学  
編集：大阪医科薬科大学IR室